

# 年金請求のご案内（書面申請用）

## ■ 年金を受け取るための手続きの流れ

記入方法の動画はこちら▶

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkinseikyuu.html>



### STEP1 年金請求書に必要事項をご記入ください（2～15ページ）

- 記入する箇所は  の部分です。（（注）  は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。  
\*鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 住所欄に印字された住所が住民票住所であることをご確認ください。  
印字された住所に誤りがある場合は、二重線で訂正のうえ、正しい住所（フリガナを含む）を余白にご記入ください。（訂正印は不要です。）  
\*住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合は、住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」が必要になりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が年金請求書の10ページにある委任状をご記入ください。

### STEP2 必要な添付書類をご確認ください（16～17ページ）

- 年金請求書にマイナンバーを記入すると戸籍、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

### STEP3 お近くの年金事務所等の窓口または郵送にてご提出ください（18～20ページ）

- 提出時期は、年金請求書の1ページ < 年金の請求時期 > をご確認ください。
- 必要な添付書類とともに年金事務所に郵送いただくか、年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にお持ちください。
- 窓口で手続きする際は、予約相談をご利用ください。詳しくは20ページをご覧ください。
- 年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については時効により受け取れなくなる場合があります。

### STEP4 年金の受け取りが始まります

- 年金請求書の審査結果は、受付日から1～2カ月程度で「年金証書・年金決定通知書」等により、お知らせします。
  - 「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1～2カ月後に年金のお支払のご案内（年金振込通知書等）がお手元に届き、年金の受け取りが始まります。
- ※ 共済組合等で決定する年金については、各共済組合等へお問い合わせください。

#### 目次

- 記入例と注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～15
- 年金請求に必要な添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～17
- 老齢年金請求書のご提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 年金の受け取りに関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 老齢年金請求手続きのご相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20



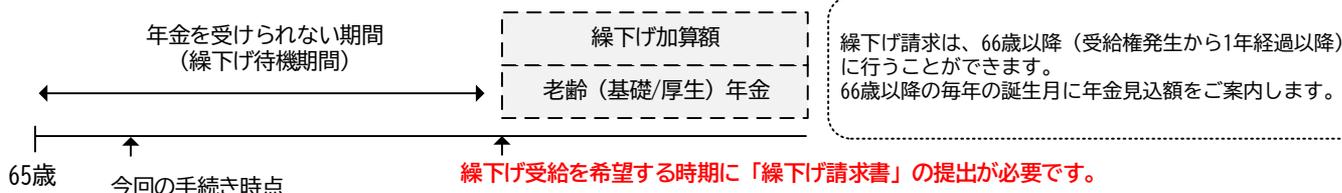
# 2ページを記入する際の注意事項（65歳以上の方）

## ！ 老齢年金支給繰下げ請求の注意点

年金の受取開始時期を遅らせることで、増額された年金を生涯にわたって受け取ることができますが、次のような注意点もあります。

### ① 繰下げ受給を希望する場合、希望する時期（年齢）で請求手続きが必要です。

- 繰り下げた老齢厚生年金・老齢基礎年金を受け取る場合、66歳以降75歳までの希望する時期にあらかじめ、請求手続きが必要です。  
※ 繰下げ受給前に亡くなられた場合、ご本人に代わりご遺族の方が繰下げ請求をすることはできません。
- 繰り下げた年金の受取は、繰下げ請求された月の翌月分からとなります。

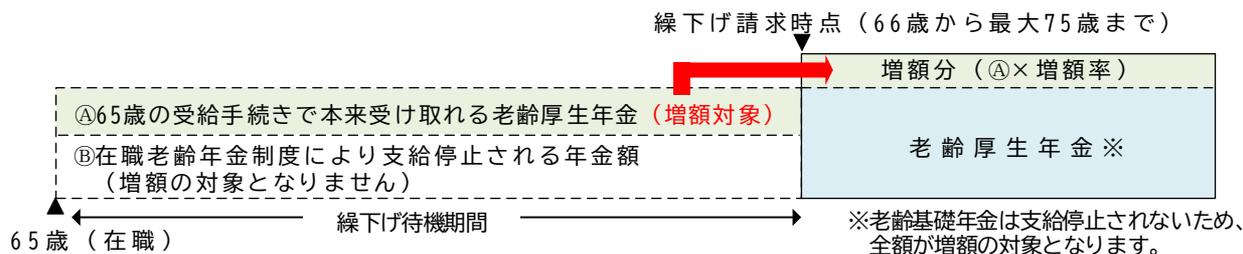


### ② 遺族年金などを受け取る権利を有した場合、権利発生以降は繰り下げることができません。

- 原則として、66歳に到達した日以前に遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合は、繰下げ受給はできません。（65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができます。）
- 66歳に到達した日後に遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、その時点で降は引き続き繰り下げて年金を増額することはできません。
- 上記2つのどちらかに該当する方は、速やかに年金請求の手続きを行ってください。  
※「障害基礎年金のみ」を受ける権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給ができます。

### ③ 年金には、繰下げしても増額の対象とならないものがあります。

- 在職により支給停止される年金額は、増額の対象となりません。繰下げ待機期間中に厚生年金保険の被保険者等である場合、65歳時点の老齢厚生年金額から在職老齢年金制度による支給停止額を差し引いた額が、繰下げ増額の対象となります。



### ④ 繰下げ待機期間中は、加給年金および振替加算を受けられません。

- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰下げ待機期間中は「加給年金」は支給されません。
- 老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰下げ待機期間中は「振替加算」は支給されません。
- 加給年金額および振替加算額は、繰下げによる増額の対象となりません。

### ⑤ 日本年金機構以外から年金を受け取れる場合、その年金もあわせて繰下げとなります。

- 老齢厚生年金を繰り下げた場合、共済組合等から支給される老齢厚生年金（退職共済年金）についても繰り下げたこととなります。
- 共済組合等から支給される老齢厚生年金（退職共済年金）を65歳から受給している場合は、日本年金機構から支給される老齢厚生年金を繰り下げすることはできません。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取れる場合、基金等の年金もあわせて繰下げとなります。  
詳細は年金の支払元である基金等にご確認ください。  
【企業年金連合会への連絡先】 TEL. 0570-02-2666 ※050から始まる電話番号からおかけになる場合は、03-5777-2666

### ⑥ 繰下げによって、年金生活者支援給付金、保険料、税金等に影響がある場合があります。

- 老齢基礎年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間は、年金生活者支援給付金は支給されません。
- 繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合や、年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなる場合があります。

繰下げ請求予定とした場合でも、後から65歳時点の年金をさかのぼって請求することができます。

- 繰下げを希望し65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することができます。

※70歳後（受給権発生から5年経過後）に手続きする場合は、手続きの5年前の日で繰下げ申出をしたものとみなされ、手続きの5年前の日の翌月分から増額された年金を受け取ることとなります。【特例的な繰下げみなし増額制度】（障害年金や遺族年金を受給している場合などは、増額されない場合があります。）

## 2 ページの記入例

### 3. 受取口座

#### (1) 公金受取口座の利用意思

- 年金の受け取りに公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。  
登録済の公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要
- なお、公金受取口座を利用する場合も、必ず「(2) 年金振込先」欄をご記入ください。

70 公金受取口座の利用意思	<input checked="" type="radio"/> ① 利用する	<input type="radio"/> ② 利用しない
----------------	---	-------------------------------

#### (2) 年金振込先

- 年金振込先として指定する口座をご記入ください。
- 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

25 口座名義人カナ氏名	(セイ) <b>ネンキン</b>	(メイ) <b>ハナコ</b>				
	26 金融機関コード		28 支店コード	(フリガナ) <b>カト</b>	29 預金種別	30 口座番号 (左詰めで記入)
1 年金振込先	1 金融機関	<b>高井戸</b>	(フリガナ) <b>スギダ</b>	本店 支店 出張所 本所 支所	<input checked="" type="radio"/> 1. 普通 <input type="radio"/> 2. 当座	X X X X X X X
	2 ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号 (左詰めで記入)	30 番号 (右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄		

21の氏名フリガナと、口座名義人カナ氏名が同じであることをご確認ください。

#### (3) 公金受取口座の登録意思

- 上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入

71 公金受取口座の登録意思	<input checked="" type="radio"/> ① 登録する	<input type="radio"/> ② 登録しない
----------------	---	-------------------------------

公金受取口座については「年金請求のご案内」4ページをご参照ください。

「1 金融機関」、「2 ゆうちょ銀行」のどちらを記入した場合であっても、「口座名義人カナ氏名」の記入が必要になりますので書き忘れないようご注意ください。  
受給権者本人の氏名フリガナと同一である必要があります。

ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定する場合は「1 金融機関」の欄、ゆうちょ銀行を指定する場合は「2 ゆうちょ銀行」の欄をご記入ください。  
(記入例は「1 金融機関」を指定する場です。)

※日本年金機構と各共済組合等で振込可能な金融機関に違いがありますので、共済組合期間のある方は各共済組合等にご相談ください。

通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人カナ氏名、預金種別、口座番号の面)を添付する場合は公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。

## 「公金受取口座」の利用・登録

### ○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。  
詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。  
([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))  
また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。  
([https://img.myna.go.jp/html/account\\_registration\\_riyoukiyaku.html](https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html))

- 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

### ○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

### ○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

- 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意(「1. 登録する」に○印を記入)した場合は、年金受取口座の情報は個人番号(マイナンバー)等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。
- 公金受取口座の登録結果は国(デジタル庁)から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。
- 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。

# 3ページの記入例

## 4. 年金の加入状況

(令和●年●月●日 現在の年金加入記録を

(1)下記の年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が実際の勤務先等と異な  
 ください。訂正した場合には「事業所(船舶所有者)の所在地または国民

	事業所名称(支店名等)、船舶所 所有者名称または共済組合名称等	勤務期間(※)または 国民年金の加入期間	年金 制度		
1	国民年金	(自) 昭和50.10.1 (至) 平成2.4.1	国年		
2	△△株式会社	(自) 平成2.4.1 (至) 平成5.4.1	厚年		
3	公務員共済	(自) 平成5.4.1 (至) 平成15.8.1	共済		
4	国民年金	(自) 平成15.8.1 (至) <del>平成17.3.1</del> ①	国年	② XX市〇〇町 1-1-1	#
5	〇〇商事㈱	(自) 平成17.3.1 ③ (至) 平成17.8.1	厚年	〇〇市◇◇町 3-2-1	#
	⋮	⋮	⋮		

加入した年金制度を表示しています。  
 「国年」…国民年金法(第1号被保険者・第3号被保険者)  
 「厚年」…厚生年金保険法  
 「船保」…船員保険法  
 「共済」…国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、  
 私立学校教職員共済法など  
 ※基金加入期間の有無については表示していません。

「#」…年金制度間で被保険者期間が重複している  
 ことを表示しています。  
 「#」表示がある方は、複数の年金制度で重複した被保険者期間の  
 記録をお持ちです。このため、記録を整備する必要があります。  
 この年金請求書を提出される前にお近くの年金事務所等へ記録の整  
 備をお申し出ください。

※ 厚年・船保・共済の(至)年月日は、退職日等

お客様の  
 受給資格期間  
 187

受給資格期間とは、年金の受け取りに必要な期間のことです。  
 左欄に\*\*\*が表示されている場合は、重複期間がありますので、年金事務所等でご確認ください。  
 (1)年金制度に「国年」と表示されている場合、左欄の月数には、国民年金の任意加入期間のうち、保  
 険料を納めていない月数が含まれている場合がありますので、年金事務所等でご確認ください。  
 また、複数の年金手帳番号をお持ちの方は、一部の年金記録が基礎年金番号に反映されていない場合が  
 ありますのでご注意ください。

(2)3ページ(続紙を含む)に印字されてい  
 がある場合は、その期間を下欄にご記

反映していない記録がある場合は、(2)に記入してください。  
 加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

	事業所名称(支店名等)、船舶所 所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または 国民年金の加入期間	年金制度	事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入当時の住所
1	日本年金 株式会社	(自) 昭和XX年X月X日 (至) 昭和XX年X月XX日	国年(厚年) 船保(共済)	
2		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年(厚年) 船保(共済)	
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年(厚年) 船保(共済)	

加入していた年金制度を○で囲んでください。  
 「国年」…国民年金法(第1号被保険者・第3号被保険者)  
 「厚年」…厚生年金保険法  
 「船保」…船員保険法  
 「共済」…国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、  
 私立学校教職員共済法など

(3)改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。

旧姓名	(フリガナ) ｷﾝｸﾞ ｲﾉ	(フリガナ) ｲﾉ
	(氏) 機構	(名) 花子
変更日	昭和(平成(令和) XX年 X月 X日	昭和(平成(令和) 年 月 日

氏名を変更されたことがある場合、旧姓名での年金  
 記録を確認しますのでご記入ください。

## 年金加入記録欄の訂正方法

- ①印字されている年金加入記録欄が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- ②年金加入記録を訂正した場合は、「事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所」欄もご記入ください。
- ③現在加入中((至)が空欄)の方が、年金を請求するまでの間に退職などをされた場合は、退職日などの翌日を「勤務期間  
 または国民年金の加入期間」欄にご記入ください。

◆厚生年金基金に加入していた方へ  
 この年金請求書とは別に手続きが必要です。  
 ●基金に加入している(加入していた)期間については、厚生  
 年金基金にお問い合わせください。  
 ●加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退さ  
 れた場合および加入していた厚生年金基金が解散している  
 場合は企業年金連合会にお問い合わせください。  
 ≪企業年金連合会のお問い合わせ先≫  
 電話番号 : 0570-02-2666  
 ※050から始まる電話番号からおかけになる場合は、  
 03-5777-2666

◆国民年金基金に加入していた方へ  
 この年金請求書とは別に手続きが必要です。  
 ●基金に加入している(加入していた)期間については、  
 国民年金基金にお問い合わせください。  
 ●中途脱退者(60歳になる前に基金を脱退した方。  
 ただし、15年以上基金に加入していた方を除く)は、  
 国民年金基金連合会にお問い合わせください。  
 ≪国民年金基金連合会のお問い合わせ先≫  
 電話番号 : 03-5411-0211

# 4ページの記入例

※(4)については3ページの「お客様の受給資格期間」が300月未満の方のみご記入ください。

(4)20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番を

「お客様の受給資格期間」が300月未満の方は、20歳から60歳までの年金に加入していない期間について、該当するすべての項目にチェックしてください。

以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項番	確認項目 (記入欄)	必要な添付書類の例
①	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある →過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、5ページにご記入ください。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     カナ氏名：                      漢字氏名：                      ※生年月日：(大正) (昭和) 年 月 日                      ※基礎年金番号：                      ※生年月日や基礎年金番号は、わかる範囲でご記入ください。                      複数いる場合は、余白にご記入ください。                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻期間が確認できる※戸籍謄本または戸籍抄本</li> <li>※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回婚姻されている場合は、すべての戸籍全部事項証明</li> </ul>
②	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外に住んでいたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し</li> </ul>
③	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍である(あった)方で、65歳到達の前日(65歳の誕生日の前々日)までに帰化又は永住許可を受けている</li> </ul>	以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本</li> <li>永住許可年月日が記載された在留カード等</li> <li>特別永住者証明書</li> </ul>
④	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある(夜間部・通信制は除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍(期間)証明書等</li> </ul>
⑤	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・地方議会議員であったことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類</li> </ul>
⑥	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類</li> </ul>
⑦	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人または配偶者が、「年金請求のご案内」7ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等</li> </ul>
⑧	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①～⑦に該当しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

年金請求書を共済組合等に提出する場合は、①～⑦の項目に関して、年金事務所へ年金加入期間確認通知書(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と合わせて提出が必要となる場合があります。

## 5. 年金の請求状況

(「年金請求のご案内」6ページ参照)

今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
<input checked="" type="checkbox"/> 国民年金法 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金保険法 <input checked="" type="checkbox"/> 船員保険法	<input checked="" type="radio"/> 老齢または退職
<input checked="" type="checkbox"/> 国家公務員共済組合法 <input checked="" type="checkbox"/> 地方公務員等共済組合法 <input checked="" type="checkbox"/> 私立学校教職員共済法	<input type="radio"/> 障害
<input checked="" type="checkbox"/> その他( )	<input type="radio"/> 遺族

### 【その他の例】

- ・廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
- ・恩給法
- ・地方公務員の退職年金に関する条例
- ・日本製鉄八幡共済組合
- ・改正前の執行官法附則第13条
- ・旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法

## 4ページを記入する際の注意事項

### 4ページ（4）年金の受給に必要な資格期間について

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、受給資格期間が10年以上あれば受給できます。

受給資格期間には、年金制度に加入していた期間のほか、以下の期間（合算対象期間）を含めることができます。

なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取っているご本人が亡くなられた場合に、ご遺族が遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要となります。

#### <合算対象期間>

○昭和61年3月以前の期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間  
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く

○その他の期間

- 12 本人または配偶者が下記ア～ケの制度以外の年金や恩給を受けていた期間等

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| ア. 厚生年金保険法             | カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法             |
| イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く) | キ. 地方公務員の退職年金に関する条例              |
| ウ. 国家公務員共済組合法          | ク. 廃止前の国会議員互助年金法                 |
| エ. 地方公務員等共済組合法         | ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法<br>(地方議会議員共済) |
| オ. 私立学校教職員共済法          |                                  |

### 4ページ（4）⑦の年金または恩給

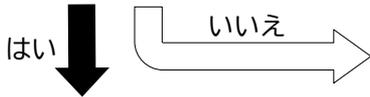
1. 恩給
2. 執行官法に基づく年金
3. 国会議員互助年金
4. 旧令共済の年金
5. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
6. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金
7. 未帰還者留守家族等援護法に基づく年金
8. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金

# 5 ページの記入例

## 6-1. 配偶者情報

(「年金請求のご案内」8,9ページ参照)

### (1) 配偶者はいますか。



「いいえ」に該当する方は次ページへお進みください。

配偶者がいる場合は、必ず記入してください。  
また、配偶者がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。  
「年金請求のご案内」17ページをご確認ください。

### (2) 上記(1)で「はい」に該当する方は、次

#### ① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)

31 氏名 (フリガナ) 初音 知 (氏) 年金 (名) 太郎	4 生年月日 大正 昭和 XX年 X月 X日 平成

#### ② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所

郵便番号	〒 - - - - -
住所 (フリガナ)	

個人番号(マイナンバー)については、「年金請求のご案内」12ページをご確認ください。  
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

### ！ 生計維持とは

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

#### ③ 配偶者について、現在請求中の公的年金(請求中の年金がない場合は記入不要)

<input checked="" type="checkbox"/> ア 国民年金法	<input checked="" type="checkbox"/> イ 厚生年金保険
<input checked="" type="checkbox"/> ウ 国家公務員共済組合法	<input checked="" type="checkbox"/> エ 地方公務員共済組合法
<input checked="" type="checkbox"/> オ その他( )	

- ア 生計を同じくしていること  
(例)同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
  - イ 収入要件を満たしていること  
年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。
- ※加給年金額・振替加算については、「年金請求のご案内」9ページをご確認ください。

#### ④ 加給年金額および振替加算について生計維持関係に関する申立書をご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。  
また、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合は、「加給年金額」が加算される場合があります。  
※生計維持については、「年金請求のご案内」8ページをご確認ください。

### 生計維持関係に関する申立書

申立日(記入日) 令和 X年 X月 X日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。  
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい ○ ・ いいえ ○

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(2) おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
配偶者 (加給年金額に関する申立て)	はい ○ ・ いいえ ○	はい ○ ・ いいえ ○
本人 (振替加算に関する申立て)	はい ○ ・ いいえ ○	はい ○ ・ いいえ ○

(2)で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。  
「年金請求のご案内」17ページをご確認ください。

## 5 ページを記入する際の注意事項

配偶者がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

### 配偶者について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人(年金を受ける方)と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。

### 加給年金額について

ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時または在職定時改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

対象者	年齢制限
配偶者	・ 65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・ 18歳になった後の最初の3月31日まで (国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満)

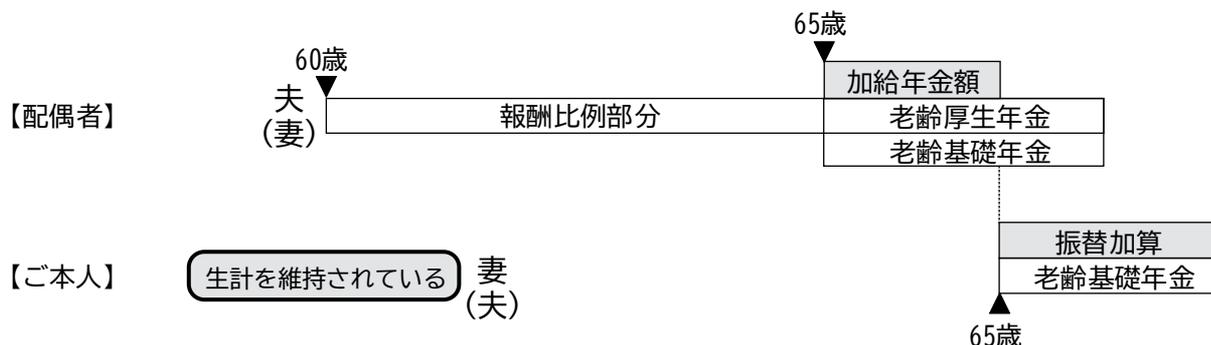
配偶者が老齢年金や退職年金(厚生年金保険等の加入期間が20年以上あるもの)の受給権を有したとき、または、障害年金を受けているときは、加給年金は支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、日本年金機構のホームページをご覧ください。

### 振替加算について

振替加算は、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人(年金を受ける方)の年金に加算されます。

- 配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人(年金を受ける方)が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。このとき、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人(年金を受ける方)の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。
- ご本人(年金を受ける方)の被保険者期間が20年以上※の老齢厚生年金(退職共済年金)等の受給権者であるときは、加算されません。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険(一般)の被保険者期間が15~19年。



加給年金額や振替加算の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ご不明な点がございましたら、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

# 6 ページの記入例

## 6-2. 子の情報

(「年金請求のご案内」10ページ参照)

(1) 現在、生計維持している子のうち、以下のいずれかに該当する「子」はありますか。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

はい ↓      いいえ →

受給権発生日時点で、(1) ①または②の条件に該当する子の情報をご記入ください。また、条件に該当する子がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。「年金請求のご案内」17ページをご確認ください。

(2) 上記(1)で「はい」に該当する方は、次の①～②について記入

① 子の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態をご記入ください。(4人目以降は、「加給年金額または子の加算額に係る別紙様式」にご記入ください。)

欄	子の氏名 (フリガナ) (氏名)	生年月日	障害の状態
A欄	(フリガナ) わむ 仔助 (氏名) 年金 一郎	令和 XX 年 X 月 X 日	ある・ない
B欄	(フリガナ) (氏名)	平成 年 月 日	ある・ない
C欄	(フリガナ) (氏名)	平成 年 月 日	ある・ない

② 加給年金額について生計維持関係に関する申立書をご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。\*生計維持については、「年金請求のご案内」8ページをご確認ください。

子の情報を記入した方は、「生計維持関係に関する申立書」欄をご記入ください。

### 生計維持関係に関する申立書

申立日(記入日) 令和 X 年 X 月 X 日

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なるが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい・いいえ

(2)で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。「年金請求のご案内」17ページをご確認ください。

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収が850万円未満ですか。(または所得655.5万円未満ですか。)	(2) おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
A欄の子	はい・いいえ	はい・いいえ
B欄の子	はい・いいえ	はい・いいえ
C欄の子	はい・いいえ	はい・いいえ

## 6 ページを記入する際の注意事項

ご本人(年金を受ける方)によって生計を維持されている子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

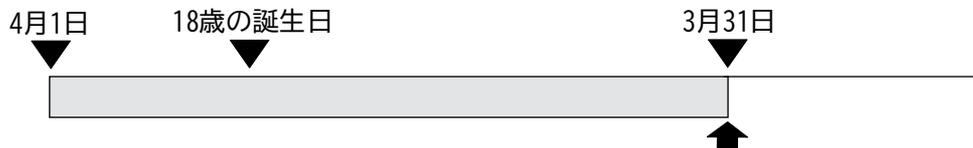
### 子について

ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている子がいる場合、加給年金額が加算されることがあります。詳しくは、「年金請求のご案内」9ページをご確認ください。

● 子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

- a : 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- b : 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

(例) a の場合



3月31日までは加給年金額の加算対象となります。

\*障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。

\*加給年金額の対象となる子がいる場合は、年金請求書6ページに子の氏名等をご記入ください。

対象となる子が3人を超える場合は4人目以降を「加給年金額または子の加算額に係る別紙様式」にご記入の上、年金請求書に添付してご提出ください。

なお、「加給年金額または子の加算額に係る別紙様式」については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

# 7ページの記入例

## 7. 雇用保険加入状況

(「年金請求のご案内」11ページ参照)

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金または繰上げ支給の老齢厚生年金）を請求する方は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。

はい ・  いいえ



(1)で「いいえ」を○で囲んだ方は(4)へお進みください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は次の質問についてご記入ください。  
年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過していますか。

はい ・  いいえ



(2)で「はい」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。



(3) (2)で「いいえ」に該当する方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

22 雇用保険被保険者番号

※(3)に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。詳しくは、「年金請求のご案内」16ページをご覧ください。

(4) (1)で「いいえ」に該当する方は雇用保険に加入していなかった理由について、次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
<input checked="" type="checkbox"/>	イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されなかったため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

※(5)は共済組合の加入期間がある方のみご記入ください。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか。(または受けたことがありますか。)  
「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい ・  いいえ

特別支給の老齢厚生年金または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求しない方は記入不要です。  
年金の繰上げについては、「年金請求のご案内」19ページをご参照ください。

# 7ページを記入する際の注意事項

## 雇用保険と年金との調整について

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金または繰上げ支給の老齢厚生年金）を受給している方が、雇用保険の失業給付または高年齢雇用継続給付を受給する場合、年金額の全部または一部が支給停止されます。

- 雇用保険に加入したことがある方(資格喪失後7年未満)や、現在雇用保険に加入中の方は、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
- 複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入のうえ、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がございましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。



⚠ 「年金請求のご案内」14ページの注意事項を確認した上で、ご記入ください。

3. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(「年金請求のご案内」13,14ページ参照)

提出年	令和 <b>X</b> 年	提出日	令和 <b>X</b> 年 <b>X</b> 月 <b>X</b> 日 提出	1	1	5	0
-----	---------------	-----	--	---	---	---	---

(1) ご本人(年金を受ける方)のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名をご記入ください。ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

フリガナ	ネナノ ハコ	生年月日	昭和XX年X月X日
氏名	<b>年金 花子</b>		
住所	東京都杉並区高井戸西3-5-24		
郵便番号	999-9999	電話番号	<b>XXX - XXX - XXXX</b>
基礎年金番号	XXXX-XXXXXX		

<b>う</b> 本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害	<b>え</b> 寡婦等	1. 寡婦 2. ひとり親 地方税控除 (退職所得を除く) 4. 寡婦 5. ひとり親	<b>お</b> 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える
---------------	--------------------	--------------	---	---------------	------------------------

(2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

⓪かきくについては「摘要」欄に記入が必要な場合があります。「年金請求のご案内」14ページの各欄の説明をご覧ください。(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

あ	フリガナ		続柄	生年月日	う 障害	か 同居・別居の区分 非居住者	きく 所得金額
	氏名	個人番号(マイナンバー)					
源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	<b>ネナノ</b>	<b>ハコ</b>	<b>1. 夫</b>	1 明3大 5 昭7平 XX年X月X日	1. 普通障害 2. 特別障害	<b>1. 同居</b> 2. 別居	800 万円(年間)
	<b>年金 太郎</b>	<b>XXXXXXXXXX</b>	2. 妻	5 昭7平		1. 非居住	
配偶者の区分		収入が年金のみで、以下のいずれかに該当する。 1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下			機構使用欄 (本人所得と配偶者所得、退職所得の有無から該当するコードを記載)		
源泉控除対象親族 (16歳以上)				1 明3大 5 昭7平 年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超 ~85万円以下 85万円超
				1. 特定 2. 老人			
扶養親族 (16歳未満)	<b>ネナノ</b>	<b>ハコ</b>		7 平成 9 令和 XX年X月X日	1. 普通障害 2. 特別障害	<b>1. 同居</b> 2. 別居	<b>58万円以下</b> 58万円超
	<b>年金 一郎</b>	<b>XXXXXXXXXX</b>				1. 非居住	
				7 平成 9 令和 年月日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超
うかきく 摘要	年金太郎は退職所得があります。退職所得を除いた所得金額は110万円です。						

\* 提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。(申告書は年金事務所に用意してあります。)

\* 「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。

\* 控除対象配偶者や扶養親族等の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

# 9ページを記入する際の注意事項

## 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、配偶者控除等各種控除を受けるためには、原則として年金請求書9ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という。)を提出する必要があります。印字されているカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、氏名を記入し、下の「記入上の注意事項」をお読みいただいてから、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うこととなります。また、所得税法の規定により、扶養親族等の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。なお、国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。ただし、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告は要しません。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

### 記入上の注意事項

**あ** 『源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者』欄は、下記(注)を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。配偶者が「配偶者の区分」に記載されている年金収入に該当する場合は、「配偶者の区分」に○をつけてください。12月31日現在で70歳以上で合計所得金額が58万円以下の方については、『老人』を○で囲んでください。

(注) この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、配偶者の収入が「配偶者の区分」の記載に該当するか、合計所得金額が95万円以下となる方です。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。

**い** 「源泉控除対象親族(16歳以上)」欄は、配偶者以外の親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。

- ・ 12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については『特定』(所得税法上の「特定扶養親族」と「特定親族」を兼ねています。)を○で囲んでください。
  - ・ 12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。
- 「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
- ・ 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。

年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が58万円以下の方を「扶養親族」といい、16歳以上の扶養親族と、19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超85万円以下の方をあわせて「源泉控除対象親族」といいます。

**う** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

『特別障害』とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、『普通障害』とは、特別障害以外の障害をいいます。配偶者または親族の合計所得金額が58万円を超える場合は、その方が障害者に該当しても障害者控除の対象なりません。

#### 国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者または親族が非居住者(※1)の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類(※2)を申告書と一緒に提出してください。

※1 「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。

①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。)

#### 国外にお住まいの配偶者以外の親族がいる場合の記入方法

配偶者以外の親族が非居住者の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨および、①~④のいずれかの該当する番号をご記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。

①対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった(留学生であることを証明する書類の添付が必要です)

③対象者が①に該当せず、障害者に該当する

④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある

**え** 「寡婦等」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、ひとり親の場合は『ひとり親』を○で囲んでください。

・ 『寡婦』とは受給者ご本人で、以下の(1)または(2)のどちらかに該当する方のうち、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。

(1) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族(子以外)がある方

①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方

②夫の生死が明らかでない方

(2) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族のいない方

①夫と死別した後、婚姻していない方

②夫の生死が明らかでない方

・ 『ひとり親』とは、受給者ご本人で、以下のいずれかに該当する方のうち、生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。

①配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方

②婚姻歴のない方

③配偶者の生死が明らかでない方

\* 『生計を一にする子』とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得(年金を請求する年)の見積額が58万円以下の子をいいます。

\* ご本人や親族の所得見積額が基準額を超える場合、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、『寡婦等』欄の『地方税控除』を○で囲んでください。

\* 住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」またはこれらと同様の記載がある方は、『寡婦』および『ひとり親』には該当しません。

**お** 受給者本人の合計所得額が900万円を超える場合は、○をつけてください。

**か** 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。

**き** 「所得金額」欄は、年金を請求する年の所得金額(見積額)が該当する項目を○で囲んでください。配偶者については、所得金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与と所得がある場合、給与の収入金額から給与と所得控除額を差し引いた金額となります。

**く** 所得金額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄にその方の氏名と退職所得がある旨、および退職所得を除いた所得金額をご記入ください。

# 10ページの記入例

## 4. 委任状

(「年金請求のご案内」15ページ参照)

(注) 代理人に委任せず、ご本人(年金を受ける方)が年金請求の手続きを行う場合は記入不要です。

このページは、全てご本人(委任する方)がご記入ください。

### 委任状

代理人 \*ご本人(委任する方)がご記入ください。

フリガナ	ネンキン タロウ	ご本人との関係	配偶者
氏名	年金 太郎		
住所	〒XXX-XXXX 東京都杉並区高井戸西3-5-24 電話 XXX - XXX - XXXX		

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 \*ご本人(委任する方)がご記入ください。

作成日 令和 X年 X月 X日

基礎年金番号	X	X	X	X	-	X	X	X	X	X	X
フリガナ	ネンキン ハナコ										
氏名	年金 花子 (旧姓 花子機構)					生年月日	昭和 XX 年 X月 X日				
住所	〒XXX-XXXX 東京都杉並区高井戸西3-5-24 電話 XXX - XXX - XXXX										
委任する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合は委任する内容を具体的に記入してください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>年金および年金生活者支援給付金の請求について</li> <li>年金および年金生活者支援給付金の見込額について</li> <li>年金の加入期間について</li> <li>各種再交付手続きについて</li> <li>その他(具体的に記入ください)</li> </ol> </li> <li>● 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について             <ol style="list-style-type: none"> <li>代理人に交付を希望する</li> <li>本人あて郵送を希望する</li> </ol> </li> </ul>										

「委任する内容」に記入されていないご相談には応じられません。委任する内容に漏れないようご記入ください。

※「年金請求のご案内」15ページの注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。  
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

## 10ページを記入する際の注意事項

### 《作成(記入)時の注意事項》

- 「代理人」(委任を受ける方)欄については、ご本人(委任する方)が決められた代理人(委任を受ける方)の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。なお、法人を代理人とすることはできません。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成(記入)した日付、ご本人の基礎年金番号、氏名(旧姓がある方は、その旧姓)、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
- 委任する内容について、1. ~ 5. の項目から選んで○で囲んでください(5.を選んだ場合には委任する内容を具体的に記入ください)。
- 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をA. B. の項目から選んで○で囲んでください。

### 《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です(代表的な本人確認書類は次の①~③です)。  
※代理人が郵送で手続きをされる場合は、代理人の方の本人確認書類の写しを添付してください。
  - ① 個人番号カード(マイナンバーカード)
  - ② 運転免許証
  - ③ パスポート

※本人確認書類に記載されている氏名および住所は、委任状に記載されているものと同じであることが必要です。  
上記①~③をお持ちでない場合は、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル(P20参照)」にお問い合わせください。
- 基礎年金番号通知書等の再交付については、取扱い上窓口での交付ができません。交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても、ご本人(委任する方)の登録の住所あてに送付しますのでご了承ください。

# 年金請求に必要な添付書類

## 1. 年金の受取口座を確認する書類

年金請求書に記入した年金の受取口座について、以下の書類の添付が必要です。

### ● 金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー

(金融機関名、支店名、口座名義人カナ氏名、預金種別、口座番号が確認できるもの)

\*一部のインターネット専業銀行は年金の受取先として指定できます。

詳しくは、年金の受け取りを希望するインターネット専業銀行にお問い合わせください。

\*インターネット専業銀行を指定する場合、金融機関名、支店名、口座名義人カナ氏名、預金種別、口座番号が確認できるページをプリントアウトし、添付してください。

●年金請求書に金融機関の証明を受けた場合、または公金受取口座として登録済の口座を年金の受取先に指定する場合は、上記の書類は不要です。

## 2. 雇用保険に関する書類 (特別支給の老齢厚生年金または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する方のみ)

現在雇用保険に加入中の方や、過去7年以内に雇用保険に加入していた方は、雇用保険被保険者番号が記載された以下のいずれかの書類のコピーを添付してください。

### ● 雇用保険被保険者証

### ● 雇用保険受給資格者証

### ● 雇用保険受給資格通知

### ● 高年齢雇用継続給付支給(不支給)決定通知書

\*雇用保険被保険者証等を複数お持ちの方は、直近の雇用保険被保険者番号が確認できるものを添付してください。

\*上記書類に関するご不明点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

## 3. 生年月日を確認する書類

ご本人の生年月日を確認する書類として、以下いずれかの書類の添付が必要です。

### ● 戸籍抄本 (または戸籍謄本)

### ● 住民票

\*戸籍・住民票を添付する場合は、受給権発生日以降かつ、年金請求書の提出日の6カ月以内に交付されたものがが必要です。

ご本人のマイナンバーが登録済、または年金請求書にマイナンバーをご記入いただいた場合は、ご本人の生年月日を確認する書類の添付を省略できます。

マイナンバーの登録状況は、年金請求書の8ページ1.(2)欄にてご確認ください。

●「1」が印字されている方：日本年金機構にマイナンバーが登録済のため、生年月日を確認する書類の添付を省略できます。

●「0」が印字されている方：年金請求書の1ページにご本人のマイナンバーをご記入いただくと、生年月日を確認する書類の(空欄の場合も含む)添付を省略できます。

### 【共済組合の加入期間がある方・外国人の方】

●共済組合等の加入期間がある場合は、年金請求書の1ページにご本人のマイナンバーを必ずご記入ください。

●外国人の方で、マイナンバーをお持ちの場合は、年金請求書の1ページにマイナンバーをご記入ください。

また、年金請求書の1ページの氏名が印字されている下の余白にアルファベット氏名を大文字で記入のうえ、在留カードまたは住民票(どちらもコピー可)のいずれかの書類を添付してください。

■ 配偶者または子がいる方……引き続き17ページをご確認ください。

■ 上記以外の方……………必要な添付書類はここまでです。引き続き18ページ以降をご確認ください。

# 配偶者または子がいる方

## 4. 加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類

ご本人(年金を受ける方)に生計を維持されている配偶者または子がいる場合や、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合、加給年金額や振替加算を加算するために戸籍、住民票および所得証明書の添付が必要です。【表1】

- 年金請求書の5ページ・6ページに配偶者および子のマイナンバーをそれぞれ記入すると、戸籍抄本(または戸籍謄本)、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

\*マイナンバーを記入した場合でも、審査の過程で添付書類が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計を維持されている」といいます。
  1. 生計を同じくしていること。(例)同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
  2. 年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。
- 「配偶者」とは、夫または妻のことをいいます。  
(婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人(年金を受ける方)と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。)
- 「子」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。
  - ① 18歳になった後の最初の3月31日までの子
  - ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

【表1】加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類(例)

詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル(P20参照)」または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

書類名	使用目的	備考欄
① 戸籍抄本(または戸籍謄本)等	配偶者・子との身分関係の確認	 年金請求書に配偶者および子のマイナンバーを記入した場合は、添付は不要です。
② 世帯全員の住民票	生計同一要件の確認	
③ 【ご本人に加給年金額が加算される場合】 配偶者・子の所得証明書等	収入要件の確認 (原則、前年の収入または所得)	
④ 【ご本人に振替加算が加算される場合】 本人の所得証明書等		

\*戸籍・住民票を添付する場合は、受給権発生日以降かつ、年金請求書の提出日の6カ月以内に交付されたものがが必要です。

### 【おおむね5年以内に年収が850万円(所得655.5万円)未滿となる見込みがある場合】

- 生計維持関係にある方の現在の年収が850万円(所得655.5万円)以上であって、おおむね5年以内に年収が850万円(所得655.5万円)未滿となる見込みがある場合は、「退職年齢が確認できる勤務先の就業規則のコピー」等、収入が減少する見込みであることを確認できる書類の添付が必要です。
- 詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

### 【配偶者・子と同一世帯でない場合】【事実婚関係にある方がいる場合】

- 配偶者または子と同一世帯でない場合や事実婚関係にある方がいる場合は、生計同一関係などを確認する書類として、「生計同一関係に関する申立書」等が別途必要です。
- 詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

### 【子が障害の状態にある場合】

- 年金請求書6ページ6-2.(2)で子の障害の状態欄に「ある」と記入した場合は、以下の書類が必要になります。
  - ・医師または歯科医師の診断書(診断書の用紙は日本年金機構のホームページ等にご覧いただけます)
  - ・レントゲンフィルム(呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺(これに類似するじん肺症を含む)の場合)
  - ・その他認定または審査に際し必要と認められるもの
- 子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書(コピー可)を提出できる場合は、上記「医師または歯科医師の診断書」を省略できることがあります。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

# 老齢年金請求書のご提出について

老齢年金請求書は、郵送していただくか、ご予約のうえ窓口にご持参ください。  
加入していた年金制度によって、提出先が異なります。詳細は以下をご確認ください。

- 年金加入期間が国民年金第1号被保険者（自営業者など）期間のみの方  
**お住まいの市（区）役所** または **町村役場**
- それ以外の方（共済組合等の加入期間がある方を含む）  
**お近くの年金事務所** または **街角の年金相談センター**  
※ご来所の際は、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。

年金事務所または街角の年金相談センターの所在地は、日本年金機構のホームページをご確認ください。▼▼

検索またはURLを入力

年金事務所



<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



※ 年金請求手続きのご相談については、20ページをご確認ください。

## ご自身やご家族の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか

お勤めされた期間が短期間であっても、その期間が年金の受給に結び付くことがあります。

①「年金請求書」の1ページに印字された基礎年金番号と異なる手帳記号番号が記載されたもの※をお持ちの場合は、「年金請求書」の手続きの際に添付してください。

※年金手帳、厚生年金保険被保険者証（どちらもコピー可）

②上記①をお持ちでない場合でも、次のような方は年金加入記録をぜひご確認ください。

・転職が多い ・姓（名）が変わったことがある ・いろいろな名前の読み方がある

\*年金加入記録は、ねんきんネットまたはお近くの年金事務所窓口で確認できます。

\*年金事務所窓口で年金加入記録を確認する場合は、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。

\*ご家族（亡くなられた方も含みます）の記録の判明により、老齢年金や遺族年金等の受給に結び付くことがあります。

\*共済組合等の加入期間について「もれ」や「誤り」がある場合は、それぞれの共済組合等にお問い合わせください。

年金加入記録の確認にねんきんネットをご利用ください。

■詳しくはねんきんネットで検索

ねんきんネット



[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net](https://www.nenkin.go.jp/n_net)

## 海外で働いていた経験がある方へ（社会保障協定についてのお知らせ）

日本では、諸外国と二国間による社会保障協定を締結しており、協定相手国の年金制度に加入していた期間は、日本の年金制度の加入期間と通算することができます。また、協定相手国の年金の申請等の手続きは、日本の年金事務所でも行うことができます。

社会保障協定の詳しい説明や、手続きに必要な書式については日本年金機構のホームページをご確認ください。

社会保障協定



<https://www.nenkin.go.jp/service/index.html>

## 【共通】

### 働きながら年金を受け取る場合

○厚生年金保険に加入中の方は、勤務先からの報酬等により老齢厚生年金の一部または全部が受け取れない場合があります。計算方法や制度概要など、詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkinseikyuanai.html>

○受給権発生以降に加入した厚生年金保険の被保険者期間は、退職時（1カ月経過後）、65歳到達時、70歳到達時および65歳から70歳までの毎年10月に年金額を改定する際の計算に含まれます。

### 障害年金または遺族年金を受給している場合

○「年金受給選択申出書」の提出により、年金の受給方法の選択が必要となる場合があります。

## 【65歳未満の方の年金】

### 働きながら年金を受け取る場合

○雇用保険の失業給付、高年齢雇用継続給付を受けている方は、65歳までに支給される老齢厚生年金の一部または全部が受け取れません。

### 65歳から受け取る老齢年金を、65歳より前に受け取ることを希望する場合（繰上げ請求）

○繰上げ請求の年金は請求を行った月の翌月分から受け取ることができます。なお、受け取る年金額は、請求した月に応じて減額します。繰上げ請求は、別途手続きが必要となるため、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにご相談ください。

### 障害をお持ちの方、長期加入者（厚生年金保険の加入が44年以上）の方

○特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）を受けようになったときに、次のいずれかに該当し、さらに退職している方は、定額部分の支給開始年齢の特例により、報酬比例部分と定額部分を合わせた年金を受け取ることができます。

#### ①厚生年金保険法に定める障害等級1級から3級の状態にある場合

「年金請求書」とは別に「障害者特例請求」の手続きが必要になりますので、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにご相談ください。

障害の特例に該当した場合、手続きの翌月から年金額が改定されます。

（障害年金を受給されている方は、障害状態にあると判断される時点にさかのぼって年金額が改定されます。）

#### ②厚生年金保険の加入期間が（各制度単独で）44年以上ある場合（長期加入者）

「年金請求書」とは別に手続きいただくものではありません。

なお、該当したときに厚生年金保険加入中（被保険者）である場合は、退職した月の翌月から年金額が改定されます。

\* 加給年金額の加算条件(9ページ)に該当する場合は、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

\* この特例の期間中に厚生年金保険の被保険者として再就職した場合は、特例による定額部分（および加給年金額）は支給停止されます。

## 【65歳以上の方の年金】

### 65歳以降に受け取れる老齢基礎年金・老齢厚生年金の受取開始時期の選択

○「老齢基礎年金」および「老齢厚生年金」については、受取開始時期を65歳から75歳まで自由に選択することができます。

遺族厚生（遺族共済）年金を受けている方が、老齢厚生年金を請求した場合、請求によって65歳以降の遺族厚生（遺族共済）年金の年金額が変更されます。

○ 詳しくは、老齢年金請求者専用フリーダイヤルまたは年金事務所にお問い合わせください。

老齢年金の制度についての詳しい説明は、日本年金機構ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。

■ 詳しくは日本年金機構で検索

日本年金機構



<https://www.nenkin.go.jp/>

# 老齡年金請求手続きのご相談について

## ■ 窓口でのご相談・手続き

年金事務所または街角の年金相談センターの窓口でのご相談・手続きは、**予約相談**をご利用ください。



※ご予約の際は同封の「年金請求書」などの基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

### 【予約相談の申込方法】

#### ① インターネット予約（詳細はホームページをご確認ください。）

##### 【年金相談予約サイトにアクセス】

検索またはURLを入力

年金事務所 予約相談



<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>



##### 【インターネット予約の受付時間】

8:00 ~ 23:30

（土日祝日を含む）

※システムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。

●翌々開所日以降の予約をお申込みいただけます。 ※相談する日の前日にメールでお知らせが届きます。

#### ② 電話予約

以下の老齡年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。

●翌開所日以降の予約をお申込みいただけます。

## ■ 電話でのご相談

同封の「年金請求書」をご用意のうえ、老齡年金請求者専用フリーダイヤルにご連絡ください。

通話料  
無料

# 老齡年金請求者専用フリーダイヤル 0120-08-6001



【受付時間】 月曜日 8:30 ~ 19:00  
火～金曜日 8:30 ~ 17:15  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00

050から始まる電話番号からの発信は（東京）**03-6700-1165**

※通常の通話料金がかかります。※おかけ間違いには十分ご注意ください。

- 休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いて5日間程度は電話がつながりにくい場合があります。
- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00までご相談をお受けします。
- 土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要になります。
- 一般的な年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（ナビダイヤル）」もご利用いただけます。ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国一律の通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料定額プランの対象外となります。